

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金24万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年10月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年8月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、東京都港区港南二丁目3番13号に本店を置き、コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供及び技術指導に関する業務等を主な目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ネクスト（以下「ネクスト」という。）の社員であったものであるが、同人は、平成23年10月11日に、その職務に関し、①同社が属する企業集団の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの会計期間の売上高、経常利益及び当期純利益について、平成23年5月12日に公表がされた、売上高117億3900万円、経常利益14億2100万円、当期純利益7億7300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同期の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、及び②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年8月19日に公表がされた直近の予想値6円20銭に比較して、同社が新たに算出した同期の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいずれも知りながら、法定の除外事由がないのに、同社において新たに算出した予想値が売上高98億9900万円、経常利益5億9100万円、当期純利益2億3300万円、剰余金の配当1円90銭として公表がされた平成23年11月9日午後3時15分ころより前の同日午前9時ころから午前9時1分ころまでの間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ネクストの株式合計4300株を売付価額合計148万3500円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項1号、166条1項1号、2項3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令51条1号、2号、3号、4号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付け数量を乗じて得た額を項除した額。

$$(345 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株}) - (288 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株}) = 245,100 \text{ 円}$$

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、240,000円となる。